

「東通村地域防災計画(原子力編)」の修正について

「東通村地域防災計画(原子力編)」は、東北電力(株)東通原子力発電所において、原子力災害が発生した場合の対応等を定めた、村の原子力防災の基本となるものであり、平成16年3月に作成しています。また、本計画に基づき、これまで様々な防災対策を行ってきました。

しかし、平成23年に発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故においては、これまでの原子力防災体制の様々な課題が確認されています。

そのため、国においては、原子力防災に対する体制の見直しや関係する法令の改正などを行い、また、青森県においては、平成25年2月25日に青森県地域防災計画(原子力編)を修正しています。

村においても、これらの内容を踏まえ、「東通村地域防災計画(原子力編)」について、必要な修正を行うこととし、平成25年3月4日に開催した東通村防災会議において、当計画を修正しました。

村は、引き続き、修正された計画に基づき、原子力防災対策の充実・強化に努めて参ります。また、今後、作成する具体的な避難計画などの原子力防災対策については、随時、住民の皆様にお知らせします。

住民の皆様におかれましては、今後とも、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、本計画の修正の主な内容は、以下のとおりですのでお知らせします。

◇原子力災害対策重点区域の拡大

これまで、原子力災害対策重点区域として、発電所から概ね半径10kmの範囲を目安に、避難等の防災対策を実施してきましたが、今後は発電所から概ね半径30kmの範囲(UPZ)に含まれる「村内全域」を対象として避難等の防災対策を実施することとしました。

また、大規模な事故が発生した場合は、発電所から半径概ね5kmの範囲(PAZ)となる「老部地区」、「白糠地区」、「小田野沢地区」については直ちに避難していただき、村内全域(老部・白糠・小田野沢地区を除く)においても、屋内退避をしていただくこととしました。

なお、屋内退避をしていただいた地域についても、その後の放射線の測定結果などに応じて避難等を実施することとしました。

